

本融資あっせん申込をご検討の方は、事前に借り入れ予定の金融機関へご相談ください(区ホームページ:取扱金融機関一覧参照)

令和8年8月3日より受付開始！

大田区中小企業融資あっせん制度に

中東情勢対策資金制度

を新設します！

	資金の概要		
制度名称	中東情勢対策資金		
融資あっせん対象	1 融資あっせん対象の基本要件を満たしていること 2 大田区内に、住所(個人は住民登録地、法人は登記上の本店所在地)又は主たる事業所を1年3か月以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年3か月以上営んでいること 3 中東情勢の緊迫化に伴う原油価格高騰等の影響により、 最近3か月間の売上総利益若しくは営業利益のいずれかが前年の同期比で5パーセント以上減少し 、運転のための資金を必要としていること (※)最近3か月間とは、申込月(受付月)の前月までの3か月間です(前月分の算出が困難な場合は、前々月までの3か月間で算出)。		
資金使途	運転		
融資限度額	1,000万円 (小口資金も同じ)	融資期間	84か月以内(据置12か月以内を含む)
名目利率	1.5%以下	利子補給率	全額(本人負担率 なし)

本資金の申込受付締切は令和8年12月28日までを予定しています。

申込必要書類

	法人の場合	個人の場合
①	提出チェック表(「中東情勢対策資金」専用)	
②	融資あっせん申込書	
③	直近の確定申告書(決算書含む)の控えのコピー	直近の確定申告書の控えのコピー
④	東京都税務所発行の法人住民税及び法人事業税の納税証明書のコピー	大田区発行の特別区民税・都民税の納税証明書(又は非課税証明書)のコピー
⑤	履歴事項全部証明書のコピー	
⑥	売上総利益・営業利益比較表	
⑦	売上総利益・営業利益比較表に記載する各数値の疎明資料として、下記のいずれか。(下記以外は不可) ①法人:決算書(法人事業概況説明書含む)／個人:確定申告書 ②月次試算表 ③売上・売上原価・販管費の帳簿 ※ 顧問税理士が「売上総利益・営業利益比較表」に署名・捺印した場合は不要。	

！ 融資あっせん対象及び申込必要書類の詳細については、必ず区ホームページをご確認ください。

！ 売上総利益・営業利益比較表の記載、また疎明資料の準備にあたっては、必ず別紙「★売上総利益・営業利益比較表に添付する疎明資料について」をご確認ください。